

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の3第2項
処 分 の 概 要：猟銃等射撃指導員の指定の解除
原権者（委任先）：宮城県公安委員会
<p>法 令 の 定 め：</p> <ul style="list-style-type: none">・ 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3第1項（猟銃等射撃指導員）及び第2項・ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条（猟銃等射撃指導員の基準）
<p>処 分 基 準：</p> <ul style="list-style-type: none">・ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（以下「規則」という。）第42条第1項各号について、その適合性の有無を判断し、いずれかの項目に不適合と判明すれば、指定を解除する。 <p>なお、規則に定める猟銃等射撃指導員の指定の基準中</p> <p>(1) 「銃砲、火薬類及び狩猟に関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、武器等製造法、火薬類取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法律、これらに基づく命令及びこれらに基づく行政庁の処分を指す。</p> <p>(2) 「相当な人格識見」とは、猟銃等の射撃に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるそれを指す。</p> <p>(3) 「相当な知識」、「相當に習熟」とは、一般的な知識、技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的な事案に即して指導可能な程度に知識、技能を有するという趣旨である。</p> <p>これらは、指定時の水準を基準として判断するのではなく、解除の判断を行う時点での水準を基準として判断する。</p>
問 合 せ 先：警察本部生活安全企画課（電話221-7171）又は警察署生活安全課
備 考：